

社会福祉法人飛鳥ケアハウス 重要事項説明書

飛鳥ケアハウス入居にあたって、確認いただく事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 飛 鳥
法人所在地	〒770-0011 徳島市北佐古一番町 1-6
代表者氏名	理事長 西内 健
電話番号	088-631-0022

2. 利用施設

施設の名称	社会福祉法人飛鳥ケアハウス
施設所在地	〒770-0011 徳島市北佐古一番町 1-6
入居定員	50 名
施設長名	瀧本 和雄
電話番号	088-631-0022
FAX 番号	088-631-6568

居室の設備

一人部屋（22.74 m²）、押入れ、洗面台、洋式トイレ、ミニキッチン、電気温水器、小型冷蔵庫、エアコン、電話、ナースコール

3. 運営方針

60 歳以上の方で、高齢等のため独立して生活するには不安がある方に、入居者の特性に配慮した住みよい住居を提供します。入居者の自主性を尊重して明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、相談及び援助、余暇活動の援助などを行います。

4. 職員の勤務体制

(1) 当施設の職員体制は、次のとおりです。

- ① 施設長 1 名
- ② 生活相談員 1 名
- ③ 介護員 2 名 以上

- ④ 栄養士 協力医療機関川島会に委託
- ⑤ 事務員 1 名
- ⑥ 調理員 給食事業者委託

(2) 1 日当たりの職員体制

職員の職種	勤務体制	休 暇
施設長	9：00 ～ 17：00 に常勤で勤務	土、日、祝祭日
生活相談員 介護員	早出 7：00 ～ 16：00 日勤 8：30 ～ 17：30 遅出 10：00 ～ 19：00 のいずれか交代制により勤務	週休 2 日
宿直員	17：30 ～ 翌朝 8：30	

(3) 夜間（19：00 ～ 翌朝 7：00）は宿直員 1 名となります。

5. サービスの概要

種 類	内 容
食事	・ 栄養士の立てる献立表により、栄養に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ 食事時間は、原則として次のとおりです。 朝食 08：00 ～ 09：00 昼食 12：00 ～ 13：00 夕食 18：00 ～ 19：00 ・ 入居者の希望に応じて下記の食種を用意します。 普通食、透析食、糖尿病食、減塩食等治療食 ・ 第 2、第 4 日曜日の朝食は、パン食・ご飯食の選択が出来ます。 ・ 食事が不要の場合は、前日の午後 4 時までに届け出てください。食材料費相当額を返金します。
入浴	・ 定められた時間内に、毎日入浴できます。共同の浴室が 2 階にあり、準備、清掃は施設が行います。個別の入浴介助は、行いません。ただし、ホームヘルパーの利用は可能です。
洗濯室	・ 各階に洗濯機、乾燥機を備えています。 乾燥機は、30 分：100 円です。（使用時間 6：00～21：00）

相談、援助	・ 生活上の困りごとに対して、生活相談員が相談に応じます。
生きがい活動	・ 施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、生活を実りあるものとするため、適宜サークル活動を実施しています。 ・ 外出の日には、時節に合った場所へ案内します。 ・ 買い物の日には、近くのショッピングセンター等へ案内します。
健康管理	・ 希望される方には健康診断を行い、日常における健康管理に配慮します。
緊急時の対応	・ 入居者の身体の状態の急激な変化が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族や協力病院等、緊急連絡先に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

6. 協力医療機関

原則として、緊急時に受診を依頼する協力病院は、次のとおりです。

（ 社会医療法人川島会 川島病院 ）

7. 非常災害対応

当施設では、非常災害に備えるために、防火管理についての責任者を定めて非常災害に関する計画を策定し、定期的に非難、救出等の訓練を行います。

8. 生活援助等

入居者が日常生活上の援助及び介護を要する状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用できるよう援助します。この場合、在宅福祉サービスの利用には、別途費用がかかります。

9. 秘密の保持

施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。

10. 苦情対応

サービスに関する苦情等については、直接又は電話で受付いたします。

苦情受付担当者 瀧本 和雄

電話 088-631-0022

11. 損害賠償

施設は、サービスの提供にともなって、その責めに帰すべき事由により、入居者に損害を及ぼした場合には、損害を賠償する責任を負います。

12. サービス提供の記録・閲覧

入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保存するとともに、入居者より希望があった場合、閲覧することができます

13. 保証金

契約締結時に保証金 10 万円をお預かりします。退居の際には返還致しますが、居室の原状回復に要した費用及び未払いの利用料が必要な場合は、控除した額を返還致します。

14. 利用料金

(1) お支払いいただく利用料金は、次のとおりです。

- ・ 基本利用料（月額）
サービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用の合計額 で、別紙利用料一覧表のとおりです。
- ・ その他
各居室で使用する電気、水道、電話、ケーブルテレビの各料金及び消耗品代が必要です。

(2) 利用料金の支払い方法について

- ・ 毎月の利用料は、リコーリース株式会社が提供する口座振替サービスを利用し、ご指定頂いた口座から自動引き落としによってお支払いいただきます。
- ・ 振替日は、毎月 20 日ですが、当日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。
- ・ 居室内の使用料（水道料金、電話料金、テレビ視聴料）は、毎月 1 ヶ月分を翌月の利用料請求と一緒に通知します。
- ・ 居室の電気料金は、四国電力株式会社との個人契約になります。

15. 入居規約（ケアハウス入居にあたっての注意事項は、次のとおりです。）

居室・設備等のご利用	・ 居室や設備等は、その本来の用途に従って丁寧に使用してください。 ・ 居室や設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、原状に回復する費用を負担していただきます。 ・ 廊下などの共用部には、非常時に避難の妨げになるものを置かないでください。 ・ 当施設は敷地内禁煙となっております。 ・ 自転車を持ちこむ場合は事務所に申し出をし、駐輪場に停めてください。
食事	・ 食事の配膳・下膳は原則各自で行って頂きますが、お身体の状態によっては職員等がお手伝いいたします。 ・ 食事は、原則 1 階の食堂となっておりますが、事情により居室で食事をしていただくこともできます。 ・ 食事のお持ち帰りはご遠慮ください。 ・ 食堂での飲食物のやりとりは禁止しています。
掃除、洗濯	・ 居室は、常に清潔に整理・整頓するとともに、衣類等の洗濯は、各自で行ってください。 ・ 洗濯室は譲り合ってご利用ください。
外出、外泊	・ 外出するときは、事務所に届け出てください。 ・ 外泊するときは、外泊届を提出してください。
来訪、面会	・ 来訪者は、必ずその都度、面会者受付簿に記入してください。 ・ 来訪者が宿泊するときは施設の許可を得た上で、所定の宿泊申込書を提出してください。
健康管理	・ 年 1 回、胸部エックス線検査は、必ず受診してください。 ・ 健康保険証、診察券など病院で受診するときに必要なものは、いつもわかりやすく保管しておいてください。 ・ 気分がすぐれないときは、早めに職員に知らせてください。 ・ 身体に異常を感じたときは、ナースコール等で知らせてください。
日常生活	・ ごみは分別して、指定の場所に出してください。 ・ ケアハウスでの共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図ることにより、他の入居者に迷惑を及ぼさないようにしてください。

政治 宗教活動 営利活動	・ 専用居室以外の場所では、一切の政治活動及び宗教活動をすることを禁止しています。 ・ 他の入居者や職員に対して、迷惑を及ぼすような営利活動は禁止しています。
防災	・ 居室での火気の使用は禁止しています。ろうそく、線香などは使用しないでください。 ・ ベランダは避難路となっていますので、避難時の妨げになるものを置かないでください。
防犯	・ 現金などの貴重品は、各自の責任において保管してください。居室を離れる場合は、必ず施錠してください。
動物飼育	・ ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
連絡先	・ ご家族や身元保証人の連絡先等が変わった場合は、速やかに届け出てください。
その他	・ 毎月の利用料は、延滞がないようにお支払ください。

16. 退去（契約の終了）

(1) 当施設との契約では、契約が終了する期日を特に定めていません。ただし、以下に掲げる事由が生じた場合は、当施設との入居契約は終了し退去していただくこととなります。

- ① 入居者の死亡
- ② 入居者から、退去の申出がなされたとき
- ③ 施設側の申出により、退去していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退去していただきます。

- ・ 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- ・ 正当な理由がなく利用料を滞納したとき。
- ・ 日常の生活動作に介助を必要とし、在宅福祉サービスの提供を受けても、なお施設での生活が困難と認められるとき。
- ・ 身体的又は精神的疾患若しくは障害のために、施設での生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- ・ 身元保証人届を提出しないとき。
- ・ 以上のほか、施設での生活が不適當と認められたとき。

(2) 施設において、日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者の退去に際しては、本人及び家族の希望を十分に勘案し、本人の状態に適合する

サービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受ける
ことが出来るよう必要な援助に努めます。

ケアハウス入居に際し、入居者に対して契約書及び本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

〔事業者〕

令和 年 月 日

所在地 〒770－0011 徳島市北佐古一番町 1-6

名 称 社会福祉法人飛鳥ケアハウス

説明者

⑩

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者からケアハウスについて重要事項の説明を受けました。

〔入居者〕

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

2 部作成し、事業者・入居者それぞれ各 1 通を保有すること。